

ベルギーにおける個人情報の取り扱いについて

(2025 年 3 月)

本レポートは、ベルギーにおいて、雇用主が従業員の個人情報を取り扱う際、EU 一般データ保護規則(GDPR)以外に留意すべき国内法の条項を調査したものである。基本的には、GDPR 準拠となるが、特筆すべき点は以下のとおりである。

1. 雇用主が考慮すべき、GDPR 以外のベルギー特有の個人情報保護に関する法律はあるか。

ベルギーは EU の加盟国であるため、個人情報の取り扱いの基本的枠組みは GDPR 準拠となる。

ベルギーの国内法としては、2018 年 7 月 30 日付のデータ保護法がある。例えば、従業員の生体情報、健康情報を扱う場合、同法第 9 条に基づき、雇用主は同データへのアクセス権を有する者を定め、リスト化すること。同リストは、データ保護当局からの求めに応じ、いつでも開示可能な状態で保存すること。アクセス権を有する者は法令、契約に則り、守秘義務を順守することなどが定められている。

2. ベルギーにおけるデータ保護責任者（以下、DPO）選定のための条件は何か。DPO の選定は企業規模を問わず、すべての事業者に義務付けられているのか。

DPO の選定条件は GDPR 第 37 条で定められている。同条 4 項で EU 加盟国が選定を義務付けるための追加要件を決めることが認められている。ベルギーのデータ保護法では、GDPR 第 35 条にあたる高リスクを伴う可能性がある場合、特に公的機関あるいは公共の利益に関連する場合に、DPO の選定を必要な要件として定めている。また、国民登録法に基づき、ベルギー内務省の認可に依拠し従業員の国民登録番号を取り扱う場合も、DPO の選定が求められる。

参考

<EU 一般データ保護規則（GDPR）について>

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/gdpr/>

<入門編>

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/dcfceb8265a8943.html>

<実践編>

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/76b450c94650862a.html>

作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ブリュッセル事務所

E-mail : BEB@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : SCC@jetro.go.jp

免責条項

本レポートは、現地法律事務所 DLA Piper UK LLP に委託して作成したもので、2025 年 1 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。